

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。また、申立期間②については、申立人の同社における資格取得日に係る記録を32年1月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和32年1月20日から同年2月1日まで

昭和28年4月にB県C市のA社に入社し、37年3月に退職するまで、何度か転勤はあったが、継続して勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び同僚のオンライン記録から判断すると、申立人が申立期間①及び②においてA社に継続して勤務し(昭和28年10月1日にA社本社から同社D出張所に異動。その後、32年1月20日に同社D出張所から同社本社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年8月の社会保険事務所(当時)の記録から4,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における32年2月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和28年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで
平成5年4月頃、A町の役場において、国民年金の加入手続を行い、当日、申立期間の納付書を受け取り、後日、B県内のC銀行で申立期間の保険料額14、15万円を納付したはずであるのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は平成3年12月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、6年10月に同資格を再取得しているところ、申立期間において、国民年金の被保険者資格を取得した履歴は認められない上、A町の国民年金被保険者名簿を確認しても、申立人に係る同名簿は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であると考えられ、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A町は、当時の取扱いについて、「申立期間に係る国民年金加入手続を平成5年4月に行った場合は、平成5年度の保険料については納付書を発行していたが、4年度の保険料については、金融機関等で後日納付するとの申出があった場合は、納付期限(平成5年4月30日)後の納付を避けるため、納付書を発行せずに町役場窓口での納付期限内の納付を勧めていた。」と回答している。

さらに、申立人は、後日、B県内のC銀行から申立期間の国民年金保険料として14、15万円を一括で納付したと申し立てているが、申立期間の保険料額は24万2,400円であり、申立内容と符合しない。

加えて、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に対して、

申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。当時の右肩上がりの経済状況の中、会社の業績も良く、給与も順調に上昇していたことから、標準報酬月額が下がることは考えられないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額がその前後の期間の額に比べて低く記録されているが、標準報酬月額が下がることは考えられないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人について標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見当たらない上、オンライン記録どおりの標準報酬月額の記載が確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同職種の者を含む複数の同僚の標準報酬月額も、申立人と同様に減額されており、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、それら複数の同僚は、いずれも給与明細書等を所持しておらず、「当時の給与額をはっきりと記憶していないが、自分の記録に間違いがあるとは思っていない。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額について、事業主に照会したところ、「今から 30 年前のことであり、関係資料は保存しておらず、古くから在籍する複数の職員に確認したが、当時の状況は分からなかった。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額や厚生年金保険料の控除額についての証言は得られなかった。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
ねんきん定期便により、年金記録に空白期間があることを知った。たった一日違いのことなので厚生年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA事業所における離職日は平成 10 年 11 月 30 日となっている上、B国民健康保険組合被保険者台帳から、申立人が申立期間において、当該国民健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。

しかし、事業主は、「申立期間に、申立人は勤務していない。厚生年金保険については、間違った届出はしていない。」と回答しており、事業主が保管する所得税源泉徴収簿を見ると、申立人について、平成 10 年 11 月に勤務した 3 日分の給与が支給されていること、及び申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人自身も、「平成 10 年 11 月の出勤日は、2 日、4 日及び 5 日の 3 日間であり、それ以後は出勤したことも年次有給休暇を取得したこともない。」と供述している上、申立人から提出された給料支払明細書を見ても、平成 10 年 11 月分の給与については当該 3 日分が支給されているが、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。